

賦課金規約

平成28年3月4日

(目的)

第1条 この規約は、定款第8条の規定に基づき、賦課金の分担及び支払いについて定める。

(定義)

第2条 賦課金は、組合の事業に必要な一般管理費（事務所の賃借料、間接部門の人件費、共通経費等）及び試験研究費で研究委託費等として交付される資金から支出が認められないものという。

(賦課金の分担)

第3条 組合員は、前条に定める賦課金を負担するものとし、そのうち組合本部に係る賦課金については、その事業年度毎の負担額は、定款第8条第1項各号に掲げる事項を考慮して、総会の決議により定める。

(支払)

第4条 組合員は、前条に定める組合本部に係る賦課金を組合に支払うものとし、その支払方法等の詳細は、理事会の決議に従う。

(新規加入の組合員)

第5条 新規に加入する組合員が負担する賦課金については、総会の決議に従う。

(脱退組合員の賦課金)

第6条 組合員が組合から脱退した場合には、既に負担した賦課金（当該脱退年度において負担したものを含む。）の返還は行わない。

(協議)

第7条 本規約に定めなき事項及び組合員の間で疑義のある事項については、全組合員が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改正又は廃止は、総会の決議をもって行う。

附則 本規約は、組合設立の日から施行する。